

経営支援・営業強化・与信管理セミナー



3

これがパクリ屋の手口だ

～取込詐欺に遭わないために～

Vol.3 パクリ屋の事例と対策

2015年2月



目 次

Vol.1 パクリ屋の特徴

- 「パクリ屋」という存在をご存知ですか？
- 設立から営業開始まで
- パクリ屋の外見
- パクリ屋のよくあるアプローチ方法

Vol.2 パクリ屋の事例とポイント

- W社のケース
- W社のケース（解説）

Vol.3 パクリ屋の事例と対策

- E社のケース 2
- D商事のケース 3
- パクリ屋対策（弁護士の見解） 4
- パクリ屋対策（まとめ） 5

パクリ屋の事例②

E社の
ケース

E社のケース

E社はパクリ屋では？という事前情報のもと、調査取材で訪問したところ、いかにもコワモテの人ではなく、人の良さげな普通の会社員が対応してきました。

また、「社長に会わせてほしい」と言っても最後まで応対には出ず、部長、課長クラスの人物の面談にとどまりました。きっと、詐欺グループの中心人物が裏にいて、それを隠すために名ばかりの社長を就任させていたためでしょう。

面談の際は直近3期分の決算書をしっかりと用意しており、内容はいかにも優良企業であるかのような業績になっていました。また、仕入先や得意先をヒアリングすると、大手企業の名前も含まれていましたが、後でE社との取引有無を確認したところ、取引の事実は確認できませんでした。E社の様子は応対した人物以外に女性事務員が1名いる程度で、外から電話がかかってくる様子もなく、玄関には様々な商品が入ったダンボール箱が積み上がりつていて雑然としており、どこか違和感を感じました。

その後、「これまで取引のなかったE社から突然取引を持ちかけられたがどうしたらよいのか？」「期日とおり売掛金が回収できていない・・・」といった問い合わせが全国から集中しました。

普通の会社員の
ように見える
人の良さそうな人
が対応



様々な商品が入ったダンボール箱が
積み上がって雑然としており、
違和感を感じた



パクリ屋の事例③



D商事のケース

単に商材を取り込むという業態から経営難の企業にコンサルタントなどの名目で入り込んで、まともに運営していた会社をパクリ屋に仕立てるケースも出はじめています。

調査依頼が入ってきたD商事の役員は従来通り変わらず、パクリ屋の指南役と見られる役職なしの担当者が窓口として出てくるため、最初はパクリ屋と気づきませんでした。しかし、元々建設関係の事業内容だったにも関わらず、途中からOA機器など業態違いの商材を扱い始めたため、「何かおかしいな」と感じました。

その後、帝国データバンクの各拠点調査員からも「D商事はどんな会社か?」「お客様から問合せが増えているが何かトラブルがあったのか?」といった問い合わせが増え始めました。

その1ヶ月後、現地を訪問すると既に退去しており、もぬけの殻状態でした。事務所入り口には債権者と思われる会社の名刺や書類が散乱しており、突然の出来事だったことを表していました。

**業績が悪い老舗企業に詐欺グループの人間が入り込み
老舗の会社も取込詐欺を働いてしまった例も…**



パクリ屋対策～弁護士の見解～

田辺総合法律事務所 橋本裕幸弁護士の見解

もしパクリ屋被害に遭ったら、民事的な責任追及と刑事的な責任追及を求めるることができます。

■ 民事的な責任追及とは

裁判をして、お金の回収を図っていくというものになります。事案としてはシンプルで勝訴判決を得ること自体は難しくはありません。ただし、裁判で勝ったとしてもそれはゴールではなく、あくまでスタートラインだという考えた方がいいと思います。

自発的にお金を払ってくれることは、まず期待できませんので強制執行によってお金の回収を図る必要が出てきます。既にパクリ屋から利益が第三者に流出してしまっているというケースが大半で、勝訴判決を持っていたとしても、ただの紙切れにすぎないという結果になってしまいます。

■ 刑事的な責任追及とは

詐欺としての刑事処罰を求めるという手続きになります。ただし一般論として、詐欺というのは立証が非常に難しいです。

取込詐欺の場合、当初は通常の取引のように装って、お金の支払いも実際に普通に行っているケースが多いため、経営破綻との区別が非常に付きにくいです。そのため当初から代金を支払うつもりが無かったと客観的な証拠で立証できるかがポイントです。警察に必ずしも詐欺罪の立件というのは積極的に取り組んでもらえるとは限りません。事実上、被害者側で証拠収集活動の大半を行なわなければなりません。

最終的に起訴、有罪にまで持ち込めるのは被害全体のうち、確実に立証が可能な一部のみです。刑事処罰は民事的な救済とは必ずしもリンクしていないという点には十分注意が必要です。また、処罰が実現しても直ちにお金が返ってくるわけではありません。

パクリ屋対策

パクリ屋の被害に遭わないためには基本的な行動を忘れないことが大切です。

古典的な手口のパクリ屋は、商業登記から見破ることができます。

ですから、**商業登記簿の確認は基本行動です！**

少額の取引から始め、支払い条件を変更して大口の取引を持ちかけるなど、手口に特徴があります。ですから、

相手方の会社の対応を見極めることは基本的な行動です！

■ 商業登記をチェック

- 商号・本店・目的・代表者・役員が頻繁に変更されていないか？
- 目的欄の事業内容が異常に多く設定されていないか？
- 目的欄の事業内容が急激に変化していないか？
- 大手企業と類似した商号設定になっていないか？

■ インターネットや同業他社からの情報をチェック

- 過去にトラブル発生など、事件、事故の記事は出ていないか？
- 代表者・役員が別の企業を兼務していないか？
- 取引先や同業者からも情報収集を行っているか？

■ 信用調査報告書の取得

- 信用調査機関へ調査依頼をかけ、第三者の情報を入手しているか？
- 調査報告書に添付されている決算書を確認しているか？
- 信用調査機関に取材時の様子などを確認しているか？

■ 先方との交渉

- 実際先方事務所に赴き、事務所や従業員の様子を確認しているか？
- 先方から直接決算書を入手しているか？内容はつじつまが合っているか？

当資料が皆さまのお役に少しでも立てましたら幸いです。